

1. 目的

この要領は、松山市北条ふるさと館喫茶室出店の運営を行う者（以下「運営者」という。）が当該喫茶室を運営するに当たって必要な事項を定めるものとする。

2. 営業期間

喫茶室使用許可日から令和7年3月31日まで

3. 営業場所

別紙図面で指示された区域内

4. 使用料等

(1)喫茶室使用料は、松山市行政財産の使用料徴収条例（昭和45年条例第21号）の規定に基づき算出した額とする。

(2)電気・上下水道使用料は運営者負担とする。

(3)ガスは運営者が契約する。

(4)営業により発生する廃棄物は、運営者責任で適切に処理するものとし、ごみ箱の設置や廃棄物処理費用は運営者負担とする。

(5)新たに設置する備品（防火対象物を含む）類の設置・撤去は運営者負担とする。また、消耗品等の修繕、取替等は運営者で実施すること。

(6)当初から備え付けの設備等の維持管理費及び修繕費は市の負担とする。ただし、運営者の故意や過失による場合はこの限りではない。

(7)退去時は原状回復するものとし、それに係る清掃等の費用は運営者負担とする。

5. 支払方法

(1)喫茶室使用料は翌月分を前納するものとする。

(2)電気使用料および上下水道使用料は、その都度実費を納入するものとする。

6. 営業時間等

喫茶室の休業日、営業時間は次のとおりとする。

(1)休業日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日）、祝日の翌日（日曜日にあたる日を除く）、及び12月29日から1月3日まで。

ただし、条例・規則の改正等で変更する場合はこの限りではない。

(2)営業時間 午前9時から午後5時まで

ただし、松山市北条ふるさと館の開館時間内であれば協議により変更可能とする。

(3)臨時休館等

工事や天災など、市又は指定管理者の都合または施設管理者の責によらない理由で、松山市北条ふるさと館の全部又は一部が臨時休館となり、喫茶室部分が使用不可となった場合は、当該期間中について運営者は喫茶室の営業を行うことができない。なお、この場合、市や指定管理者は運営者に対して営業補償を行わない。

7. 営業上の制限

- (1) 運営者は当該使用許可を第三者に譲渡・転貸し、又は販売・運営等を第三者に委託してはならない。
- (2) 運営者は、使用物件について原状の変更をしてはならない。ただし、書面により市の承認を受けたときはこの限りではない。

8. 営業条件

- (1) 運営者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持保全しなければならない。
- (2) 運営者は、喫茶室の営業時間中であれば、公序良俗に反するなど合理的な理由以外で、一般利用者の喫茶室利用を拒んではならない。
- (3) 運営者は、その責による食中毒その他の事故による損害について、速やかに被害者に損害を賠償しなければならない。
- (4) 運営者は、火気の手配り及び清掃について、全責任をもって措置しなければならない。
- (5) 運営者は、飲食業に必要な諸法規を厳守し、松山市北条ふるさと館の名誉を傷つけないよう細心の努力をするものとする。

9. 禁止事項

運営者及びその従業員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食物及び食品等を不当な価格で販売すること。
- (2) 呼び込み販売及び指定された場所以外での販売や立売りすること。
- (3) 他の喫茶室運営者希望者に対する妨害や不当要求、不当行為をすること。
- (4) 他の喫茶室運営者希望者と販売品の価格操作をすること。

10. 管理運営

喫茶室における販売品及び備品の管理は、運営者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他の不可抗力による損害に対しても、市は一切の責任を負わないものとする。

11. 事故等発生時の対応

喫茶室において、事件・事故等が発生したとき、又は不審者・不審物を発見したときは、喫茶室責任

者は直ちに市もしくは指定管理者に報告するとともに、その指示に従うものとする。

12. 使用許可の取り消し又は変更

市は、次の各号の一に該当するときは、喫茶室の使用許可を取り消し、又は使用を停止若しくは制限することができる。

- (1) 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 営業条件に違反したとき。
- (3) 提案内容に比して著しく乖離した運営をしたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

市は、使用許可の取消し等により運営者又は入館者が被った損害については、賠償の責を負わない。

13. 原状回復

運営者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、使用物件を原状回復し、使用期間満了日又は指定期日までに返還しなければならない。

14. 損害賠償

運営者は、松山市北条ふるさと館又は設備をき損又は滅失したときは、市長の決定に基づき、損害を賠償しなければならない。

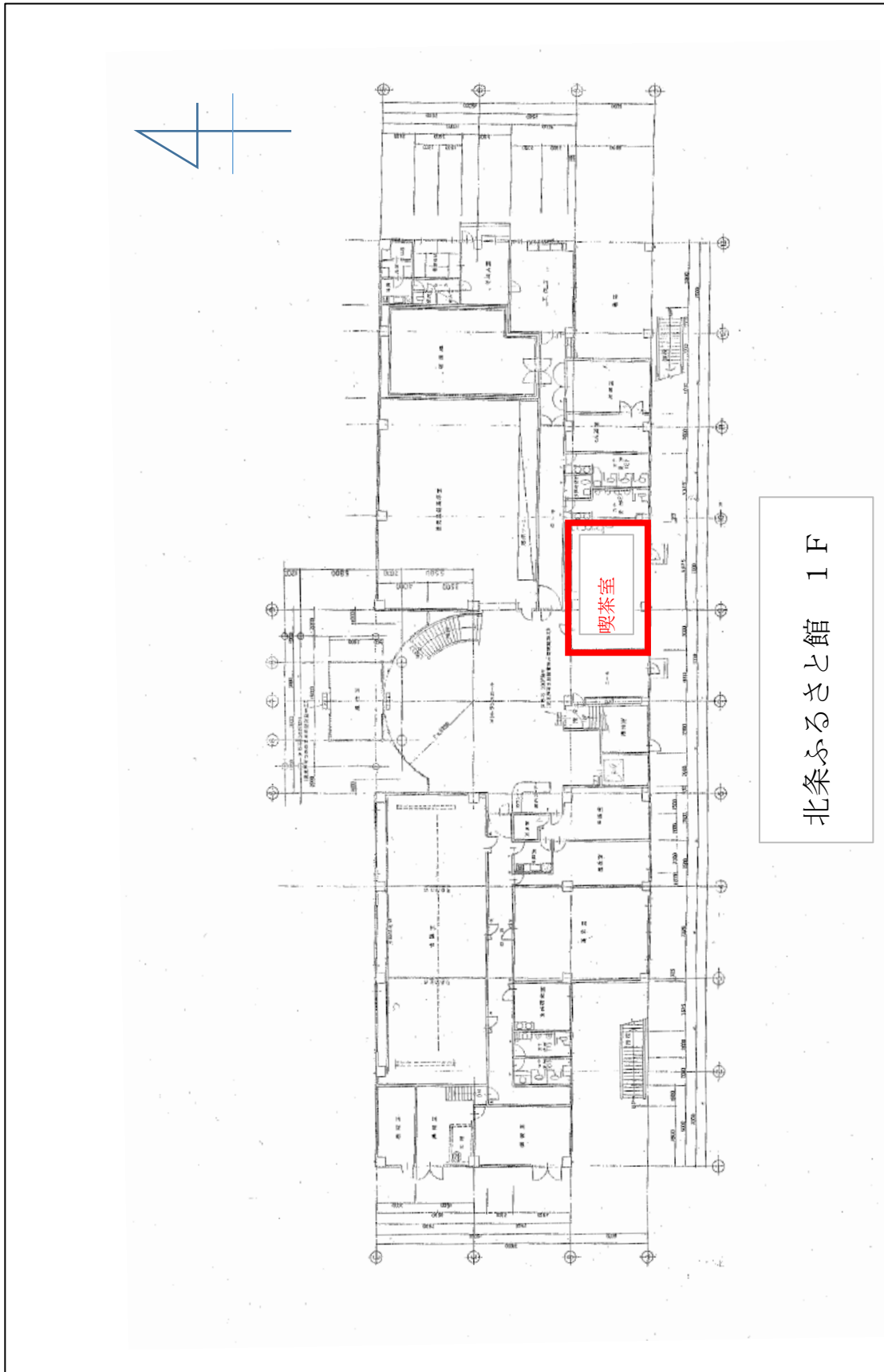
15. 運営の中止

運営者がその運営を中止しようとするときは、運営を中止しようとする日の2か月前までに、その旨を市長に書面で届け出なければならない。

16. その他

運営者は、この要領に定めのない事項が生じたときは、市及び指定管理者と協議のうえ市及び指定管理者の指示に従うものとする。

別紙図面



北条ふるさと館 1F